

# 別 紙

## 令和5年台風第13号で被災した被保険者に係る介護報酬の請求について

### 1 請求方法

- (1) 対象要件に該当する旨の申し出があった利用者について、令和5年9月分については、10月時での国保連への介護報酬請求は一旦保留とし、翌月以降に月遅れで請求してください。
- (2) 対象要件に該当する旨の申し出があった利用者について、「被災被保険者報告書」に情報を記入し、介護保険課へご提出ください。

#### 【提出方法】

介護保険課へ郵送、メール、FAX、又は直接持参してください。

メールアドレス : [kaigohoken@city.iwaki.lg.jp](mailto:kaigohoken@city.iwaki.lg.jp)

F A X 番 号 : 0246-22-7547

- (3) 提出された「被災被保険者報告書」をもとに、介護保険課でり災判定等を確認し、その結果をサービス事業所等へ後日報告いたします。免除の対象となることが確認できた利用者については、給付率を100%として国保連へ請求してください。

### 2 注意点

- (1) 対象要件に該当する旨の申し出があった利用者について、通常通りの給付率で請求し、後日、免除の対象となることが確認できた場合には、過誤申立書の提出をお願いいたします。
- (2) 免除の対象要件に該当しないことが判明した場合は、利用料を徴収していただく場合がありますので、免除対象となることが確定してから請求を行ってください。

### 3 り災判定の目安

床上浸水は、り災証明書で「半壊以上」となり、免除対象です。

床下浸水は、り災証明書で「一部損壊」となり、免除対象外です。(※)

(※) ただし、床下浸水であっても、り災判定の二次調査（内部調査）を行った結果、「準半壊」と判定された場合は対象となります。